

(介護予防)通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人晴生会（以下「事業者」という。）が運営する介護老人保健施設葵の園・長岡（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

(指定通所リハビリテーション等の運営の方針)

第2条 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、理学療法、作業療法又は言語聴覚法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

4 前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成27年新潟県条例第22号）及び「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」（平成27年新潟県条例第19号）その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定通所リハビリテーション等の一体的運営)

第3条 指定通所リハビリテーション等のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 葵の園・長岡
- 2 所在地 新潟県長岡市稲保南三丁目882番2

(従業者の職種、員数及び職務内容、就業環境整備)

第5条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者：1人（資格：医師、勤務形態：常勤・兼務）

事業所における従業者の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定通所リハビリテーション等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

- 2 医師：1人

利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うに当たり指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。

- 3 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員：3人以上

医師の指示及び通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画(以下「通所リハビリテーション計画等」という。)に従って、利用者に対するリハビリテーションを行うものとする。

- 4 事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- (2) 事業者は、利用者・家族等からの職員に対する著しい迷惑行為が生じた場合、利用者・家族等と事業者による相互的な確認を行い適切な対応及び必要な措置を講じるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から土曜日までとし、1月1日を除く。(令和2年12月30日変更)
- 2 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 サービス提供時間は、午前9時00分から午後4時30分までとする。

(令和2年2月10日変更)

- 4 延長時間は、午前8時30分から午前9時00分まで及び午後4時30分から午後5時30分までとする。(令和2年2月10日変更)

(実施単位及び利用定員)

第7条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施単位 1単位
- (2) 利用定員 30人

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第8条 指定通所リハビリテーション等の内容は、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他日常生活上の世話をを行うものとし、指定通所リハビリテーション等の提供に当た

っては次の点に留意するものとする。

- 1 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、利用者の心身状態の維持回復又は向上に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための通所リハビリテーション計画等を作成しなければならない。
- 2 事業者は、医師の指示及び通所リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- 3 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、常に利用者に対し懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 4 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。特に、認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告127号)」に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

- 2 事業者は、前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用 昼食 750 円
 - (2) おむつ代 実費
 - (3) 指定通所介護等で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
 - ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 100 円
 - イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用 実費
- 3 前2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明し同意を得るものとする。ただし、前項第1号の費用については、文書により説明し同意を得るものとする。
- 4 第2項第1号の額を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は長岡市及び見附市とする。(令和2年2月28日変更)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

- (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んではいない。
- (3) 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。
- (4) 利用者は、事業所内の風紀を乱す行為、他利用者および従業員等へのハラスメント行為を行わない。

(緊急時の対応等)

第11条 従業者は、指定通所リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策と業務継続計画)

第12条 事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
- 3 事業者は非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
 - (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等と業務継続計画)

第13条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は感染症等の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
 - (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町

村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修
 - (4) 前3号に掲げる装置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）

- 第15条 事業者は、提供した指定通所リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（秘密保持）

- 第16条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

（虐待防止）

- 第17条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、指定通所リハビリテーションサービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のため指針を整備する。

(3) 介護者職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(地域との連携)

第19条 事業者は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(従業者の研修)

第20条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、全ての従業者に対し、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内に実施

(2) 継続研修 年1回以上実施

(記録の整備)

第21条 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画

(2) 提供した具体的サービス内容等の記録

(3) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この運営規程は平成30年5月 1 日から施行する。

この運営規程は令和2年12月30日から施行する。

この運営規程は令和2年2月10日から施行する。

この運営規程は令和 2 年 2 月 28 日から施行する。

この運営規程は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この運営規程は令和7年3月1日から施行する。

この運営規程は令和8年8月1日から施行する。